

永平寺町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 永平寺町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (22年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (令和6年4月一部適用予定)
処理区域内人口密度	14.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	現在処理区数は3処理区。当該事業は、上志比地区における西部・中央・東部処理区及び松岡吉野地区における吉野処理区で構成されていたが、令和3年3月に吉野処理区と旧松岡町市街地を処理区とする公共下水道事業を統合したことから、令和3年度から統合後である現在の処理形態を開始している。		
処理場数	上記の処理区域と同様、令和3年3月に統合し令和3年度からは3処理場が稼働している。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	汚水処理量の減少に伴い、松岡吉野処理区にある処理場を令和2年度で廃止し、公共下水道に接続した。この統合により、吉野処理場の固定費である施設管理委託料及び光熱水費、合わせて約2,000千円を圧縮できた。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区との統合を含む。)、③施設の統合(処理区との統合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	①基本料金 10m ³ まで 1,210円 ②超過料金 11~30m ³ 132円/m ³ ③超過料金 31~50m ³ 143円/m ³	④超過料金 51~100m ³ 165円/m ³ ⑤超過料金 101~1,000m ³ 187円/m ³ ⑥超過料金 1,001m ³ ~ 203.5円/m ³	
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場 ①基本料金 10m ³ まで 1,210円 ②超過料金 11m ³ ~ 60.5円/m ³		
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,484円 平成30年度 2,484円 令和元年度 2,530円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,470円 平成30年度 2,703円 令和元年度 2,584円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	永平寺町上下水道課 職員数 10名(一般職7名、会計年度職3名) ※令和2年度3月時点
事業運営組織	平成26年度4月に上水道課と下水道課を統合し、現在の上下水道課を発足した。それまで上水道課6名、下水道課5名の職員がそれぞれ所属していたが、平成26年度以降増減を経て現状は上記人数となっている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	3処理場及びマンホールポンプ場等当該事業に係る施設について、定期点検、清掃、異常時対応、簡易修繕、汚泥運搬等維持管理を民間への委託としている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る『経営比較分析表』の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表については、別添のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本町人口ビジョンに基づき、令和2年度時点で1.34である合計特殊出生率を令和12年度時点では1.57に上昇させる。また、20歳代の転出超過を半減させることで、10年後の人口減少を町全体でおよそ7.3%程度減(令和2年度と比較して)に留めることとしている。それら町全体の人口減少に加え、過去5年間に於ける地区ごとの人口推移を加味し、当該事業区域である上志比地区の処理区域内人口は令和12年度時点で2,390人となり、松岡吉野処理区の統合による影響も含めるとおよそ33%減少するものと見込んでいる。

(2) 有収水量の予測

当該年度の水量を求めるにあたり、有収水量を基本水量および超過水量に区分したうえで、基本水量及び超過水量(20㎡まで)は世帯数の増減に伴い加減し、超過水量(21㎡以上)は処理区域内人口の増減に伴い加減した。具体的には、人口・世帯数とも5年ごとに増減率を求め、その5年間に適用される増減率を該年度の当該水量に乗じて求めている。
その結果、基本水量は今後10年間でおよそ20.7%減少し、超過水量もおよそ27.3%減少するものと見込んでいる。人口減少および節水器具の普及に加え、松岡吉野処理区統合の影響もあり、下水道関連事業の中では最も大きい減少を見込んでいる。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、上記で求めた有収水量を使用し加減している。具体的には、該年度の直近5年間の使用料を同期間の有収水量で除して、該年度の有収水量に乗じて求めたうえで、現在の料金収入では今後の施設維持管理を継続できない(一般会計への負担が大きい)と判断し、令和7年度に料金改定を実施し経営基盤の強化を図る計画とした。

(4) 施設の見通し

本処理区における管路施設は、最も供用開始が古い施設で22年経過と公共下水道施設や特定環境公共下水道施設に比較すると経年しておらず、標準耐用年数である50年を超過するものは存在しない。しかし、維持管理の点からも積極的に点検・調査を行ったうえで改修を進めていく。
また、本処理区の処理施設である東部・中央・西部処理場については、経年による不具合発生確率及びその設備が及ぼす影響度とを使用しリスクマトリクス分析によって、その高位のものを優先的に改築する方針としている。この分析で高位評価の設備等については、今後策定する予定の改築・修繕計画によって各年度ごとの整備計画等を定め、順次更新していく。

(5) 組織の見通し

1.事業概要 (1)事業の現況 (3)組織の職員数及び事業運営組織にも記載したとおり、現状10名の職員により業務を遂行している。今後の見通しとしては、上記の2.将来の事業環境 (4)施設の見通しにも記載したとおり、処理施設におけるリスクマトリクス分析が完了し、今後はその高位のものから順に大規模な改修を進めていく予定のため増員が必要と考えている。

3. 経営の基本方針

現在、人口減少・節水等による使用料収入の減少、施設の老朽化、執行体制の脆弱化、大規模地震等災害リスクの増大等、最も重要な社会基盤の一つである下水道事業を取り巻く環境は厳しい状態にある。かねて、「インフラ」=「モノ」を中心とした視点から維持管理・更新を捉えてきた面は否定できないが、今後は「カネ」、「ヒト」も事業を構成する重要な要素として含め、これら3つの視点で一体的に捉え最適化していくアセットマネジメントを確立する必要がある。

以上の分析も踏まえ、当該計画期間中の基本方針を以下のとおり定める。

- 1 経費回収率が低い水準であることから使用料単価を若干でも上げることで経営の採算性を高める。(※定期的な使用料単価の見直しは、国庫補助事業の採択要件になっている。)
- 2 経年劣化の著しい処理施設において、リスクマトリクス分析高位の機械・電気設備を中心に改修を進め、処理施設の長寿命化を図る。
- 3 管路施設においても管路調査率が低いことから、予防保全として状況調査を実施したうえで改修を進める。
- 4 令和5年度末までに法適化を進め、固定資産情報の整備と更新に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

当該事業においては、公共下水道事業と異なる補助事業を前提としていることから主な改修期間を令和5年度から令和8年度と設定している。補助事業の大まかなスケジュールとしては、令和2年度に策定した最適整備構想を基に補助事業採択申請を行い、前述の期間で上志比地区における3処理場の改修を実施する予定。改修概要として、令和5年度から令和6年度にかけて西部処理場における、ばっ気攪拌装置、汚泥掻寄機、脱水機、汚泥乾燥機、脱臭装置等の機械及び付属する電気設備を主に更新、令和6年度から令和7年度にかけて中央処理場における、ばっ気攪拌装置、汚泥掻寄機、薬液槽、汚泥乾燥機等の機械及び付属する電気設備を主に更新、令和7年度から令和8年度にかけて東部処理場における、ばっ気攪拌装置、汚泥掻寄機、汚泥乾燥機、脱臭装置等の機械及び付属する電気設備を主に更新する。ただし、当該事業における管路施設は、供用開始以降公共下水道等より経年もないため、今回期間での改修は予定していない。

上記を合わせた本計画期間中の建設改良費総額は659百万円であり、単年度あたりの建設改良費平均額はおよそ66百万円を見込んでいる。

② 収支計画のうち財源についての説明

収益的収入として、使用料は基本水量および超過水量に区分したうえで、基本水量及び超過水量(20㎡まで)は世帯数の増減に伴い加減し、超過水量(21㎡以上)は処理区域内人口の増減に伴い加減したうえで、過去のデータを参照した単価を乗じて求めている。また、他会計繰入金は、今後の起債償還額に沿って利息相当額を計算したうえで赤字補填となる基準外繰入金を加えて求めている。その結果、本計画期間中の収益的収支における総収益額は627百万円となった。

資本的収入として、令和5年度から令和8年度にかけての大規模な改修事業はいずれも農山漁村地域整備交付金事業によるものと想定しており、想定事業費の60%を国庫補助金及び県補助金として見込んでいる。また、残りの事業費には公営企業債を充当するものとし、法定耐用年数に応じて償還年数を設定、後年度の償還金額を算定し、その同額を一般会計からの繰入金として見込んでいる。その結果、本計画期間中の資本的収支における総額は1,272百万円となった。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間活力の活用について、処理場を含めた施設運営及び維持管理は、包括的民間委託(①施設運営、②維持管理、③簡易修繕)を採用しており、今後も継続する予定でいる。職員給与費について、令和4年度以降、上水道事業の老朽化施設更新等着手に伴い現状より1名増員を希望しているため、当該事業の建設改良についてもその人員により賄い、当該事業における人件費では増額を見込んでいない。動力費及び薬品費は、それ自体の見込みを立てておらず、施設管理委託料の中に含まれる設関連経費として、動力費は若干の増加、薬品費は現状維持を見込んでいる。修繕費は、本計画で想定している処理場長寿命化工事の進捗に伴い、現状より少額になると見込んでいる。また、施設管理委託料は、人件費上昇の影響から現状より微増程度で推移すると見込んでいる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	当該計画期間中の企業債償還金は、現状に比して低い水準にあるものの、老朽化資産改修を当該計画期間以降も継続する可能性が高いことから、将来的には資本費平準化債を活用し、投資額の平準化を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	近年、頻発する災害対応として、施設等の耐震化・耐水化の必要性が高くなっていることから、施設等改修の際には予め改築・修繕計画策定時に検討したうえで最適規模の取組を行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	国が目安としている使用料水準150円/㎡に対して本町(農業集落排水事業)の使用料単価は129円/㎡であることから、この差分を将来的に解消することを目標とする。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	直近5年間における給与改定率を参考とし、毎年度0.2%の増加を見込んでいる。
動力費に関する事項	2019年における消費者物価指数(総合)の対前年比を参考とし、毎年度0.5%の増加を見込んでいる。
薬品費に関する事項	〃
修繕費に関する事項	〃
委託費に関する事項	〃
その他の取組	〃

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今回策定した経営戦略は、計画期間を10年とした中長期計画である。今後、本計画で想定していない事象が発生した時、社会情勢の変化、施設の老朽化など本町を取り巻く環境に大きな変化が訪れ、本計画にも影響を及ぼすと判断した場合には計画期間内であっても本計画を見直す。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度																
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	115,898	88,334	92,889	101,229	92,631	96,175	78,602	75,759	75,216	56,949	57,327	57,991	57,119	56,379	55,792	55,453	
	(1) 営 業 収 益 (B)	56,585	55,328	54,996	55,679	51,019	51,517	41,630	40,970	40,933	40,188	44,307	43,741	43,185	42,637	42,099	41,569	
	ア 料 金 収 入	54,343	55,328	54,996	55,679	51,019	51,517	41,630	40,970	40,933	40,188	44,307	43,741	43,185	42,637	42,099	41,569	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	2,242																
	ウ そ の 他																	
	(2) 営 業 外 収 益	59,313	33,006	37,893	45,550	41,612	44,658	36,972	34,789	34,283	16,761	13,020	14,250	13,934	13,742	13,693	13,884	
	ア 他 会 計 繰 入 金	59,313	30,923	37,830	45,550	41,612	44,658	36,972	34,789	34,283	16,761	13,020	14,250	13,934	13,742	13,693	13,884	
	イ そ の 他		2,083	63														
	2 総 費 用 (D)	112,552	90,938	93,348	99,507	91,924	82,581	74,484	65,659	61,321	56,658	56,917	57,141	56,705	55,963	55,374	55,033	
	(1) 営 業 費 用	74,209	58,171	63,012	70,588	66,328	59,959	56,775	51,288	49,307	48,484	48,520	48,516	48,673	48,672	48,674	48,840	
ア 職 員 給 与 費	5,750	5,856	6,077	6,665	7,552	3,376	3,383	3,390	3,397	3,404	3,411	3,418	3,425	3,432	3,439	3,446		
ウ ち 退 職 手 当																		
イ そ の 他	68,459	52,315	56,935	63,923	58,776	56,583	53,392	47,898	45,910	45,080	45,109	45,098	45,248	45,240	45,235	45,394		
(2) 営 業 外 費 用	38,343	32,767	30,336	28,919	25,596	22,622	17,709	14,371	12,014	8,174	8,397	8,625	8,032	7,291	6,700	6,193		
ア 支 払 利 息	32,006	29,304	26,516	23,646	20,708	17,674	12,138	9,869	7,583	3,747	4,051	3,834	3,302	2,621	2,089	1,640		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																		
イ そ の 他	6,337	3,463	3,820	5,273	4,888	4,948	5,571	4,502	4,431	4,427	4,346	4,791	4,730	4,670	4,611	4,553		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,346	△ 2,604	△ 459	1,722	707	13,594	4,118	10,100	13,895	291	410	850	414	416	418	420		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	102,103	112,396	101,770	102,470	111,888	113,422	103,478	92,026	95,351	261,836	311,237	250,161	59,147	39,761	36,300	22,344	
	(1) 地 方 債 償 還 金		9,200						12,000		79,000	95,000	70,000					
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金																	
	(2) 他 会 計 補 助 金	98,211	98,756	101,170	102,450	105,388	108,422	91,478	92,026	89,851	64,536	73,937	74,661	59,147	39,761	36,300	22,344	
	(3) 他 会 計 借 入 金																	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金					6,000	5,000			5,500	118,300	142,300	105,500					
	(6) 工 事 負 担 金	960	4,440	600	20	500												
	(7) そ の 他	2,932																
	2 資 本 的 支 出 (G)	102,103	112,795	101,467	103,417	113,192	127,382	107,596	102,126	109,246	262,127	311,647	251,011	59,561	40,177	36,718	22,764	
(1) 建 設 改 良 費	6,048	14,039	297	967	7,804	18,960	16,118	10,100	19,395	197,591	237,710	176,350	414	416	418	420		
ウ ち 職 員 給 与 費																		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	96,055	98,756	101,170	102,450	105,388	108,422	91,478	92,026	89,851	64,536	73,937	74,661	59,147	39,761	36,300	22,344		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																		
(5) そ の 他																		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 399	303	△ 947	△ 1,304	△ 13,960	△ 4,118	△ 10,100	△ 13,895	△ 291	△ 410	△ 850	△ 414	△ 416	△ 418	△ 420		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	(E)+(I)	(J)																
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	3,346	△ 3,003	△ 156	775	△ 597	△ 366										
積 立 金	(K)																	
前年度からの繰越金	(L)		1	3,347	344	188	963	366										
前年度繰上充用金	(M)																	
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	3,347	344	188	963	366											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		3,347	344	188	963	366											
実 質 収 支	黒 字 (P)		3,347	344	188	963	366											
	赤 字 (Q)																	
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$																	
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		56	47	48	50	47	50	47	48	50	47	44	44	49	59	61	72
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)																	
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	54,343	55,328	54,996	55,679	51,019	51,517	41,630	40,970	40,933	40,188	44,307	43,741	43,185	42,637	42,099	41,569
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$																	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)																	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)																	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)																	
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$																	
他会計借入金残高	(W)																	
地方債残高	(X)																	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分			59,313	30,923	37,830	45,550	41,612	44,658	36,972	34,789	34,283	16,761	13,020	14,250	13,934	13,742	13,693	13,884
	うち基準内繰入金		24,537	24,376	26,955	26,185	23,638	17,674	12,138	9,869	7,583	3,747	4,051	3,834	3,302	2,621	2,089	1,640
	うち基準外繰入金		34,776	6,547	10,875	19,365	17,974	26,984	24,834	24,920	26,700	13,014	8,969	10,416	10,632	11,121	11,604	12,244
資本的収支分			98,211	98,756	101,170	102,450	105,388	108,422	91,478	92,026	89,851	64,536	73,937	74,661	59,147	39,761	36,300	22,344
	うち基準内繰入金			98,756	101,170	102,450	105,388	108,422	91,478	92,026	89,851	64,536	73,937	74,661	59,147	39,761	36,300	22,344
	うち基準外繰入金		98,211															
合 計			157,524	129,679	139,000	148,000	147,000	153,080	128,450	126,815	124,134	81,297	86,957	88,911	73,081	53,503	49,993	36,228

経営比較分析表（令和元年度決算）

福井県 永平寺町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	19.74	95.34	2,530

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
18,440	94.43	195.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,626	2.49	1,456.22

グラフ凡例

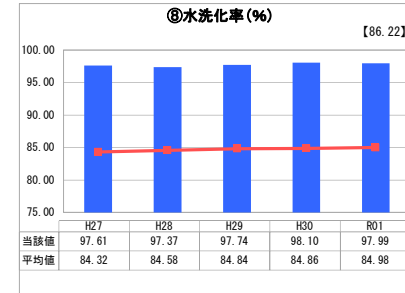
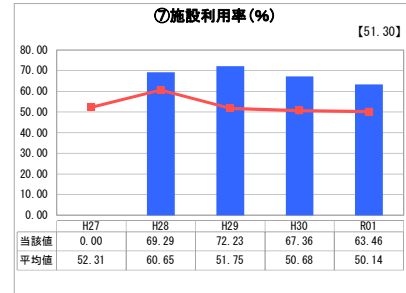
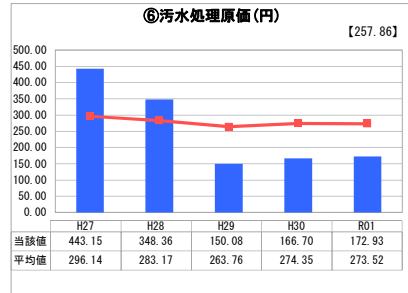
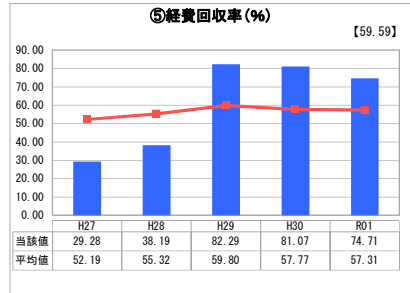
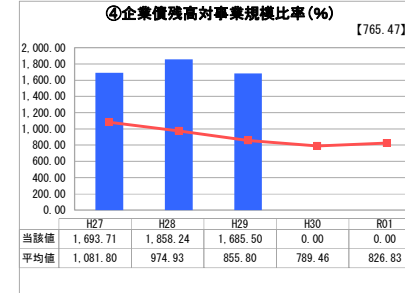
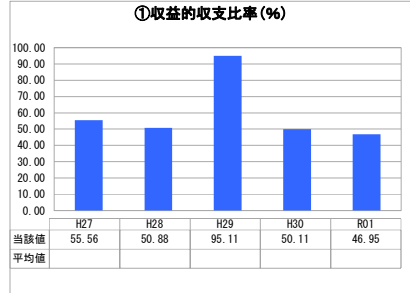
- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

分析欄

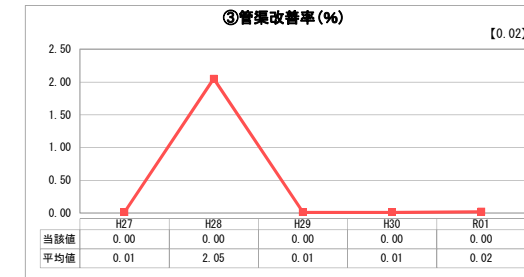
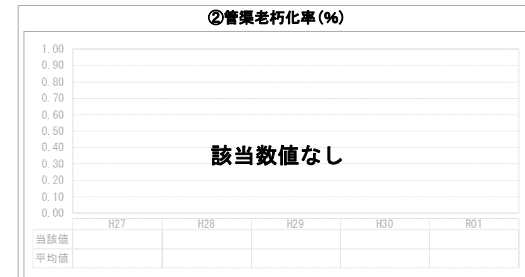
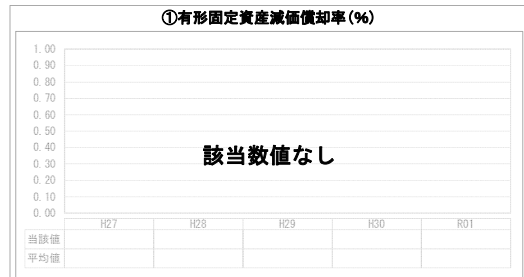
1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、100%を下回っており総収益の大部分を一般会計繰入金に依存している状況である。企業債の償還についてもすべて一般会計繰入金に依存している。今後、料金収入による財源確保等の経営改善に向けた取組みが必要である。
 経費回収率は、類似団体平均を上回っているが、100%を下回る状況である。更なる汚水処理費の抑制や料金収入の増加に努める必要がある。
 汚水処理原価は、類似団体平均を下回っている。引き続き、効率化による維持管理費の削減に努めていく。
 施設利用率は、人口減少により、減少傾向にあるが、類似団体平均よりも高い状態であるが、今後の人口減少に伴う利用率の低下が見込まれるため、本指標を注視しつつ処理区の統廃合について検討していく必要がある。
 水洗化率は、供用開始当時より地元が中心となって加入の促進の取組みを行ったため、類似団体平均よりも高い値となっている。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



2. 老朽化の状況について

当町の農業集落排水事業は、平成7年から順次、供用を開始し25年経過している。耐用年数を考慮しても、半分以下の経年数となっていることから、現状としては管渠の更新、老朽化対策は実施していない。ただし、処理場における機械設備等の更新時期を迎えつつあるため、令和2年度において3つの処理場の長寿命化等について検討し、最適整備構想を策定する予定としている。
 また、令和6年度以降に公営企業法適用化を予定しているため、固定資産台帳の整備を進めることで現状の老朽化を把握し、適切な老朽化対策を進めていく。

全体総括

当町の農業集落排水事業は、松岡地区の吉野処理区、上志比地区の西部処理区、中央処理区、東部処理区の計4処理区で汚水を処理しているが、令和2年度において松岡地区の吉野処理区を同地区の公共下水道に統合する予定としている。
 さらに、料金収入については人口減少等の影響から今後とも増加が見込めず、一方で施設の老朽化により修繕費が増加する見通しとなるなど問題は山積している。
 令和2年度において各事業の経営戦略を策定し、今後の経営状況を明らかにする予定である。その中で施設等の更新についての詳細な検討を行うと同時に資金状況を明らかにし、適正な料金算定を行うことで経営健全化、事業効率化をより一層図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。